


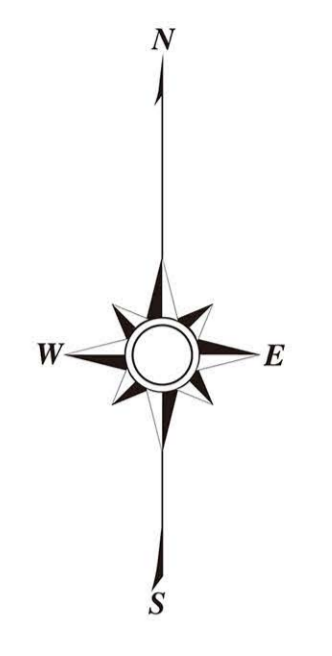
東京都市計画公園 総括図

練馬第2・2・143号 北原公園

(練馬区決定)



練馬第2・2・143号 北原公園



凡例

用途地域図の記号

用途地域 → 敷地面積の最低限度 (㎡)
 準住: 75
 60/300
 30m③低 → 容積率 (%)
 5-3 → 最低限度地区 (7m)

日影規制 (時間) → 日影規制 (時間)
 日影規制 (時間) → 日影規制 (時間)
 日影規制 (時間) → 日影規制 (時間)

※用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域 (特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m①	20m 第1種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m①	25m 第1種高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m①	30m 第1種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m①	35m 第1種高度地区
35m②	35m 第2種高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定

■ ■ ■ ■ ■	防火地域
■ ■ ■ ■ ■	準防火地域
■ ■ ■ ■ ■	防火指定なし

風致地区

■ ■ ■ ■ ■	風致地区
-----------	------

- #### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置いた指定図で確認してください。
 (1) 練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎16階)
 (2) 東京都庁整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談係 (都庁第二本庁舎21階)
 - 上記以外の主要な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 (http://www.city.nerima.tokyo.jp/「都市計画情報システム」で検索してください)
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
 (http://www.city.nerima.tokyo.jp/「都市計画情報システム」で検索してください)
 - 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心線です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「30m」の表示があります。
 - 赤の太線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。

